

改正

平成8年12月17日条例第29号

平成14年9月20日条例第27号

平成16年12月14日条例第27号

平成17年3月25日条例第4号

平成20年6月12日条例第20号

平成27年9月28日条例第24号

平成27年12月14日条例第32号

平成29年3月24日条例第5号

令和元年6月13日条例第16号

令和3年7月12日条例第20号

令和4年3月24日条例第1号

令和4年12月15日条例第22号

千歳市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(2) 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人等（法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）

(事業者の責務)

第3条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う基本的人権の侵害

防止に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(個人情報事務登録簿)

第5条 実施機関及び市が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（次項及び第3項並びに第7条第2項、第8条、第11条第2項及び第13条第2項において「実施機関等」という。）は、個人情報を取り扱う事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報が記録されている公文書（千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）の名称
- (2) 個人情報の取扱目的
- (3) 個人情報の対象者
- (4) 個人情報記録の内容
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関等は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報を取り扱う事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関等は、個人情報事務登録簿を一般に公表しなければならない。

(開示請求の手続)

第6条 法第77条第1項に規定する開示請求書には、同項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第7条 法第78条第1項第4号に規定する開示決定等（次条において「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

い。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用の負担)

第9条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しを交付する場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求をする者の負担とする。

2 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

(訂正請求の手続)

第10条 法第91条第1項に規定する訂正請求書には、同項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限)

第11条 法第94条第1項に規定する訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求の手続)

第12条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書には、同項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限)

第13条 法第102条第1項に規定する利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算し

て14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第14条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会及び千歳市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成20年千歳市条例第20号）第1条第1項に規定する千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用についての規則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、実施機関における法及びこの条例の運用状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務の届出については、第7条第2項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について」とあるのは「現に行われている個人情報取扱事務について」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報については、第6条及び第8条の規定による手続きを経たものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に実施機関が事業者に委託している個人情報の処理業務については、第21条第1項中「新たに個人情報の処理を事業者に委託しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に事業者に委託している個人情報の処理業務について」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則（平成8年12月17日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年12月14日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の千歳市個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた請求、処分、手続その他の行為（是正の請求に係る行為を除く。）は、この条例による改正後の千歳市個人情報保護条例の相当規定に基づいてなされた請求、処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第13条第3項の規定によりなされた是正の請求であって、施行日において処理が終わっていないものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月25日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした第2条の規定による改正前の千歳市個人情報保護条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月12日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千歳市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際、現に第3項の規定による改正前の千歳市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）の規定により既に千歳市個人情報保護運営審議会の意見を聴いているものは、同項の規定による改正後の千歳市個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）の相当規定に基づいて千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いたものとみなす。

9 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第24条第2項の規定により千歳市個人情報保護審査会に諮問している不服申立ては、新個人情報保護条例第24条第2項の規定により千歳市情報公開・個人情報保護審査会に諮問している不服申立てとみなす。

10 施行日前に旧個人情報保護条例第24条第4項の規定により千歳市個人情報保護審査会から答申があった不服申立てであって、施行日において当該不服申立てについて決定又は裁決がされていないものに係る新個人情報保護条例第24条第4項の規定の適用については、旧個人情報保護条例第24条第4項に規定する千歳市個人情報保護審査会の答申を新個人情報保護条例第24条第4項に規定する千歳市情報公開・個人情報保護審査会の答申とみなす。

11 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第30条第2項の規定により個人情報保護制度の運営に関する重要事項について千歳市個人情報保護運営審議会に諮問しているものは、この条例第2条第1項の規定により千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問しているものとみなす。

12 旧個人情報保護条例第28条第2項の千歳市個人情報保護審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

13 旧個人情報保護条例第33条の千歳市個人情報保護運営審議会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(委員の任期に関する経過措置)

14 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第25条の千歳市個人情報保護審査会（以下この項において「旧審査会」という。）の委員の職にある者は、この条例第1条第2項の千歳市情報公開・個人情報保護審査会の委員とみなし、その任期は、旧審査会の委員となった日から起算する。

15 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第30条の千歳市個人情報保護運営審議会（以下この項において「旧審議会」という。）の委員の職にある者は、この条例第1条第1項の千歳市

情報公開・個人情報保護運営審議会の委員とみなし、その任期は、旧審議会の委員となった日から起算する。

附 則（平成27年 9 月28日条例第24号）

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

附 則（平成27年12月14日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 2 条中千歳市個人情報保護条例第10条第 1 項第 2 号及び第18条第 1 項第 1 号の改正規定
公布の日

- （2） 第 2 条中千歳市個人情報保護条例第17条第 1 項第 1 号オの改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

- （3） 第 2 条中千歳市個人情報保護条例第 2 条第 7 号オの改正規定 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日

（経過措置）

- 2 処分又は不作為に関する不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた処分又は同日前にされた申請に係る不作為に関するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月24日条例第 5 号）

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。

附 則（令和元年 6 月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の千歳市情報公開条例第 2 条及び第 9 条の規定並びに第 2 条の規定による改正後の千歳市個人情報保護条例第 2 条及び第13条の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 7 月12日条例第20号）

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月24日条例第 1 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年12月15日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる者に係る第1条の規定による改正前の千歳市個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項（改正前の条例第35条第6項（改正前の条例第38条第1項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による職務上知り得た改正前の条例第2条第2号に掲げる個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第1号に掲げる実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下「旧実施機関職員」という。）である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関職員であった者
 - (2) この条例の施行の際現に改正前の条例第35条第5項に規定する受託業務（以下「旧受託業務」という。）に従事している者又は施行日前において旧受託業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行の際現に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う本市の公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理に係る事務（以下「指定管理事務」という。）に従事している者又は施行日前において指定管理事務に従事していた者
- 3 施行日前に改正前の条例第12条第1項若しくは第2項（改正前の条例第16条第4項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）、第16条第1項又は第17条第1項の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において保有していた個人の秘密に属する事項が記録された改正前の条例第44条に規定する個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 附則第2項各号に掲げる者が、施行日前において保有していたその業務に関して知り得た改正前の条例第2条第3号（改正前の条例第38条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）

の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本項の罰金刑を科する。

7 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

8 偽りその他不正の手段により、施行日前に改正前の条例第12条第1項又は第2項の規定による開示の請求をし、施行日以後に改正前の条例第20条第2項に規定する開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。